

宿泊施設活用促進補助金交付要綱

4 公東観産産第 84 号
令和 4 年 4 月 11 日決定
4 公東観産産第 112 号
令和 4 年 6 月 15 日一部改正

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する宿泊施設活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、観光業界において、個人旅行への志向転換やコロナ禍による生活様式の変容等により、ワーケーションやマイクロツーリズム等、新たな顧客ニーズが顕在化しているなか、都内宿泊施設がこれらの経営環境の変化や多様な顧客ニーズに対応するための取組を支援することで、宿泊施設の需要創出・収益力向上を促し都内観光産業全体の活性化に繋げることを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は第 4 条に定める施設を運営する者とする。ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- (5) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- (6) 国・都道府県市区町村等から補助等の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起したもの
- (7) 過去 5 年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあたっては代表者も含む）
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (9) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- (10) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長（以下「理事長」という。）が判断するもの

(補助金交付対象施設)

第 4 条 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、東京都内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは補助対象施設には含まない。

(補助金の交付対象事業等)

- 第5条 理事長は、補助事業者が補助対象施設において別表1の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 補助対象経費は、別表2の補助対象経費の欄に掲げるものとする。なお、別表2の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。
 - 3 補助事業は、原則として交付決定日から一年以内に完了されなければならない。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表3で定める補助率を乗じた額又は補助限度額のいずれか低い金額とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式、その他必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

- 第8条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を別に定める審査会に諮った上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第2号様式による補助金交付決定通知書をもって、当該申請者に速やかに通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
 - 3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消等)

- 第10条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
 - 3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
 - 4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業の内容変更等)

- 第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第3号様式による変更・中止申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

(2) 補助事業を中止しようとするとき

2 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第4号様式により補助事業者へ通知する。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第5号様式による補助事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき理事長から必要な指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第13条 理事長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第14条 理事長は、補助事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第7号様式により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、第6条の規定により算出する額又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第17条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第15条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の支出)

第18条 第16条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに別記第8号様式による補助金請求書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、当該請求書が提出されたときは、速やかに支出するものとする。

(決定の取消し)

第19条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき

(4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき

- (5) その他、法令違反が判明したなど、財団が補助事業として不適切と判断したとき
- 2 前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 理事長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者は、第 19 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第 22 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

- 2 補助事業者は、前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じられた場合、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(検査等)

第 24 条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

- 2 理事長は、補助事業の遂行中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第 25 条 理事長は、補助事業者、補助事業等の成果を公表する。補助事業者は、これに協力しなければならない。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業等の成果を発表させることができる。

(財産の管理及び処分)

第 26 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第 9 号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(都との情報共有)

第 27 条 本補助事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、この要綱に定める一切の書類（別記第 1 号様式から別記第 9 号様式まで及びその添付書類）について、東京都と情報を共有することとする。

(非常災害の場合の措置)

第 28 条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則（4 公東観産産第 84 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（4 公東観産産第 112 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 16 日から施行する。

別表 1 (補助事業)

補助事業	(1) ワークーションを始めとした長期滞在型観光の需要を取り込むための事業
	(2) 個人手配型旅行の顧客を取り込むための事業
	(3) ひとつのエリアに滞在し、自然や文化等を体感・体験する観光を提供するための事業
	(4) 都内または近隣他県の顧客を新たに取り込むための事業
	(5) 宿泊を通じて東京の魅力を発信するための事業

別表 2 (補助対象経費)

補助対象経費	施設改修工事費、電気工事費、設備工事費、附帯設備及び工事費、施工管理委託経費、備品の購入費、立ち合い検査費、その他必要と認める経費
補助対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） 2 設備設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 3 リース・レンタルによる設置機器に係る経費 4 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 5 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 6 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 7 補助金申請書に記載のものと異なる工事又は設備等の購入に係る経費 8 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 9 他の取引と相殺して支払が行われている経費 10 中古品の購入経費 11 親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く） 12 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 13 借入金等の支払利息及び遅延損害金 14 土地の取得、補償、賃借に係る経費 15 国又は他の地方公共団体等が実施する他の補助金の補助対象経費 16 その他、理事長が適切ではないと判断する経費

別表 3 (補助金の額)

区分	補助率	補助限度額
ア 以下イに掲げる期間以外に交付申請書を提出したもの	補助対象経費の2分の1以内 (中小事業者については3分の2以内)	500万円
イ 令和4年6月16日から令和4年12月31日までの間に交付申請書を提出したもの(当日消印有効)	補助対象経費の3分の2以内 (中小事業者については4分の3以内)	